

鷹栖町空き家等対策計画

【第2期】

令和3年3月

 鷹 栖 町

鷹栖町空き家等対策計画【目次】

第1章 計画策定の趣旨と基本的方針	
1. 策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象とする地域	2
5. 空き家等の定義	2
6. 空き家対策の体系図	3
第2章 鷹栖町の状況	
1. 鷹栖町の人口	4
2. 空き家調査の実施及び結果	8
第3章 基本的な方針	
1. 基本目標	9
2. 空き家対策の体系図	10
3. 基本目標達成に向けた取り組み	
(1) 空き家発生の把握・防止	
1. 現状と課題	11
2. 基本的な方針	12
3. 具体的な取り組み	13
4. 基本目標における数値目標	14
5. 空き家等の相談・取り組み体制の相関図	15
(2) 空き家等の利活用	
1. 現状と課題	16
2. 基本的な方針	17
3. 具体的な取り組み	18
4. 基本目標における数値目標	24
(3) 管理不全空き家への対応	
1. 現状と課題	25
2. 基本的な方針	26
3. 具体的な取り組み	27
4. 基本目標における数値目標	28
5. 空き家の適正管理に向けた相関図	29
資料編	30

第1章 計画策定の背景と趣旨

1. 策定の背景と趣旨

近年、地域における人口減少や既存の住宅、建築物の老朽化、社会的ニーズの変化等により、全国的に空き家の数が増加しており、中には適正な維持管理がなされず、景観の阻害や公衆衛生の悪化、地域住民の生活に問題が生じているケースも見られます。今後、本格的な人口減少社会への突入が危惧されており、空き家数の増加が見込まれ、より一層問題が深刻化することが懸念されています。

国では、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「特措法」という。）」を公布し、市町村が空き家等対策に取り組む法的根拠を示すとともに、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）」により、市町村は必要に応じて「空き家等対策計画」の策定に努めることとされました。こうした情勢を踏まえて、空き家等の問題を的確に対処するため、平成29年3月に「鷹栖町空き家等対策計画」を策定し、「未来へつなげるまち」「安全・安心なまち」の実現を目指し、取組を推進してきました。

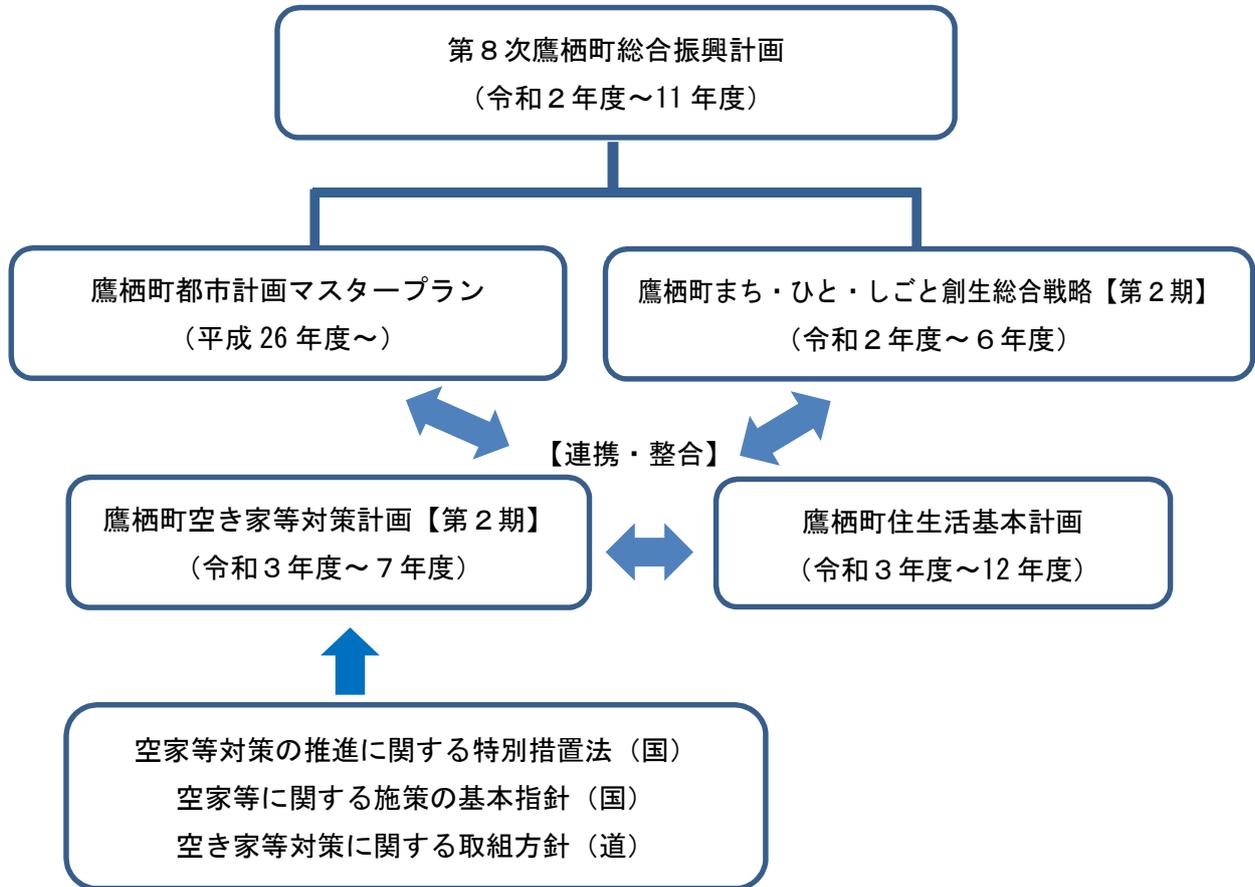
また、鷹栖町においては令和元年度に策定した「第8次鷹栖町総合振興計画（以下、「総合計画」という。）」を軸に協働のまちづくりを推進し、“笑顔 幸せ みんなでつくる あったかす”なまちを目指しています。空き家及び空き地の活用は効果的であり、新たな人の流れによる賑わいの創出、地域コミュニティの維持が欠かせない中、町外からの移住者を呼び込む受け皿として令和元年度に策定した「鷹栖町まち・ひと・しごと創生総合戦略【第2期】」では重点施策の一環として示しています。

農業を基幹産業として発展してきた鷹栖町は、役場等の公共施設が集中している市街地（鷹栖及び北野市街地）と、広大な水田が広がる農村地域に分かれており、それぞれにおいて空き家等に対する課題、また利活用の方向性も異なるため、地域性に応じた対策を講じることが必要となります。

本計画においては、新たな人の流れの創出による地域活性化を目指した空き家等の利活用及び適正な維持管理の方向性を示し、総合計画の基本目標にある「あらゆる安心を未来へとつなぐ幸せな環境を持続するまち」の実現を目指すものです。

2. 計画の位置づけ

町では、最上位計画として策定している総合計画のうち、都市づくりに関する事項については「鷹栖町都市計画マスタープラン」を策定しています。前述の総合戦略等、各計画との連携・整合を図った計画とします。



3. 計画の期間

計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5カ年間とします。ただし、「2. 計画の位置づけ」で示した総合計画及び総合戦略との整合性を図るため、必要に応じて適宜見直し等を行い、時代のニーズにあった計画づくりを進めます。

4. 計画の対象とする地域

町内全域の空き家等を対象とした計画とします。

5. 空き家等の定義

(1) 空き家等

特措法第2条第1項に基づき、町内に所在する建物その他の工作物で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地のこと。

(2) 特定空き家等

町独自の判断基準により特定空き家として認められた空き家等のこと。

(3) 所有者等

空き家等の所有者または管理者のこと。

第2章 鷹栖町の状況

1. 鷹栖町の人口

(1) 総人口

全国的な人口減少が進む中、鷹栖町においては 1995（平成 5 年）年以降に人口が増加に転じ、回復の兆しを見せてきました。しかし、大規模な宅地造成による一時的な増加であり、2010（平成 22）年から減少期に突入しています。

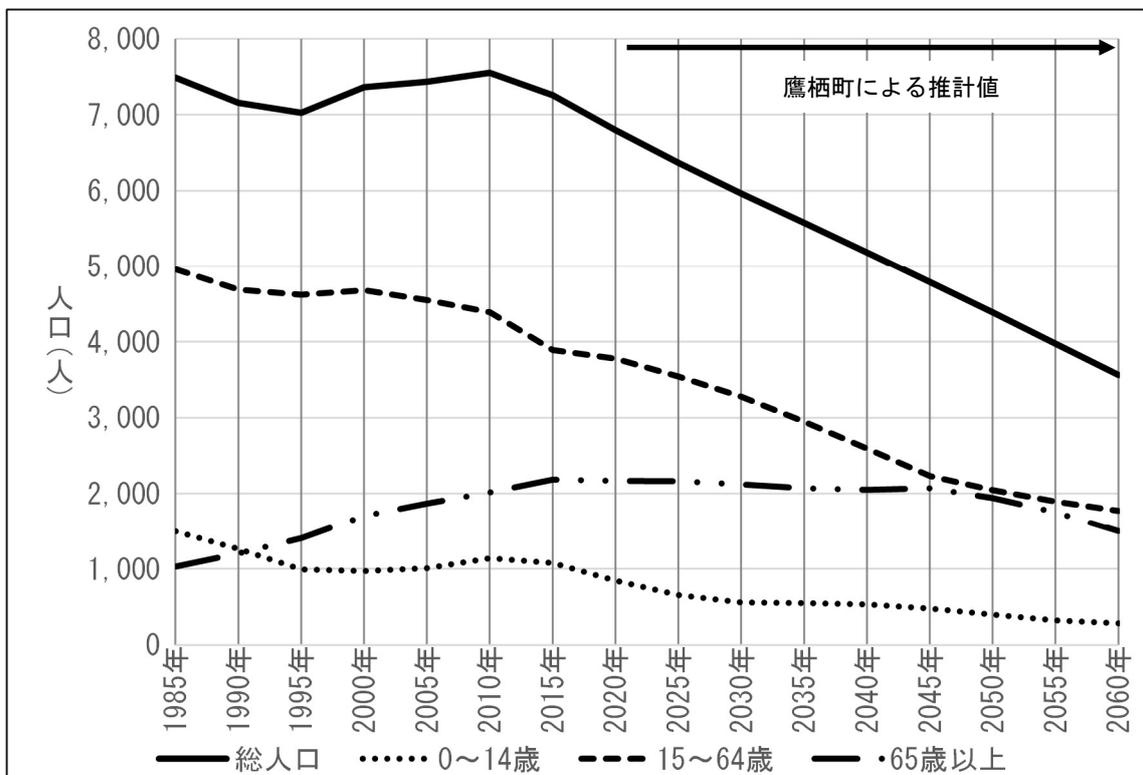
鷹栖町人口ビジョン（2019（令和元）年度策定）における将来人口推計では、町の総人口は 2040（令和 22）年には 5,187 人（現在から約 25%減）、2060（令和 42）年には 3,564 人（現在から約 48%減）になるものと予想しています。

生産年齢人口（15～64 歳）は、1995 年から 2000 年にかけて微増しているものの、緩やかに減少を続けており、将来的にも減少が予想されます。

年少人口（14 歳以下）は 1995 年まで減少していますが、以降は 2010 年まで微増となっています。しかし、2015 年には再び減少に転じています。

老年人口（65 歳以上）は一貫して増加を続けています。町内における高齢化が進んでいる結果が顕著に表れています。

鷹栖町における年齢 3 区分別人口の推移と将来推計



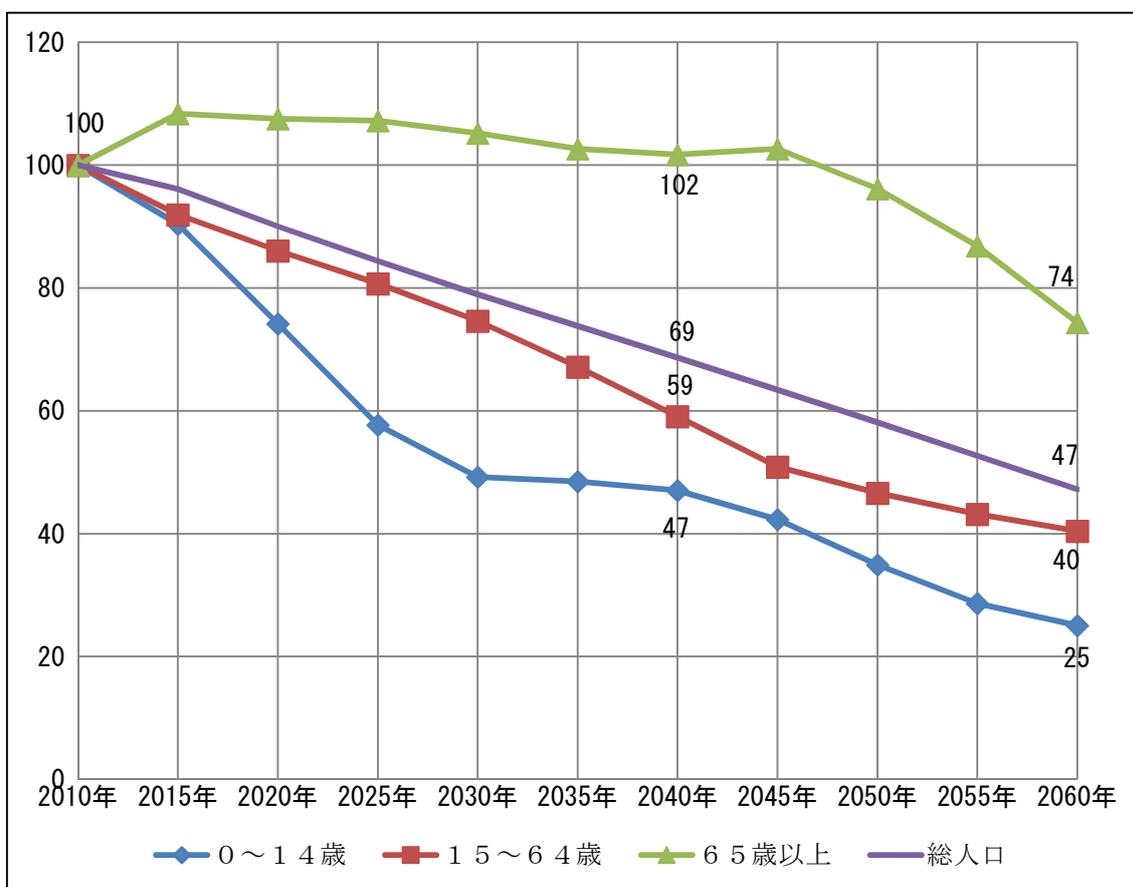
(2) 人口減少

2010年の人口を100とした場合、老年人口（65歳以上）は2045年まで維持・微減となり、以降は減少段階に入ります。

生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（14歳以下）については一貫して減少段階であり、年少人口については維持の期間があるものの、長期的に見ると減少が続きます。

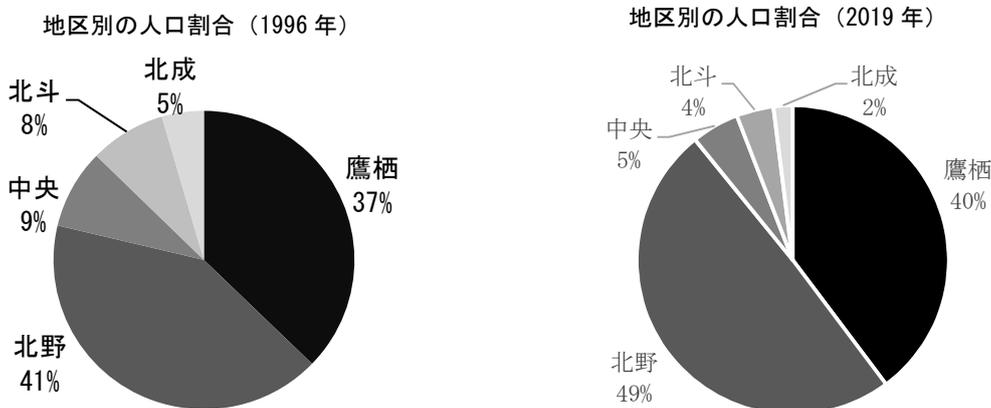
人口減少段階で見ると現在は「第1段階」にあたりますが、2025年以降に「第2段階」、2045年以降に「第3段階」に入ると予測されます。

鷹栖町における人口減少段階の分析

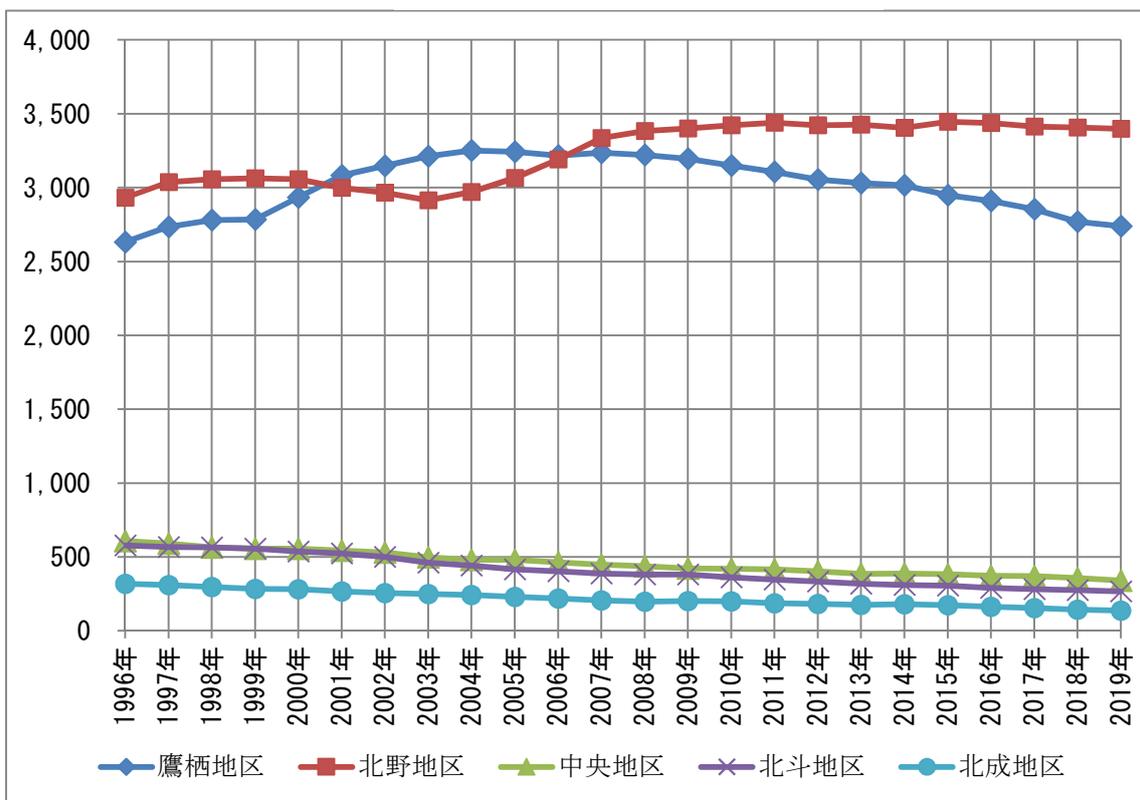


(3) 地区別の人口

地区別の人口で見ると、1996（平成8）年に比べ、2019（令和元）年は、農村地域（中央・北斗・北成地区）の割合が10%以上減少しています。離農者の住宅が空き家となって存在しているケースも見られ、空き家等増加の要因の一つとなっています。



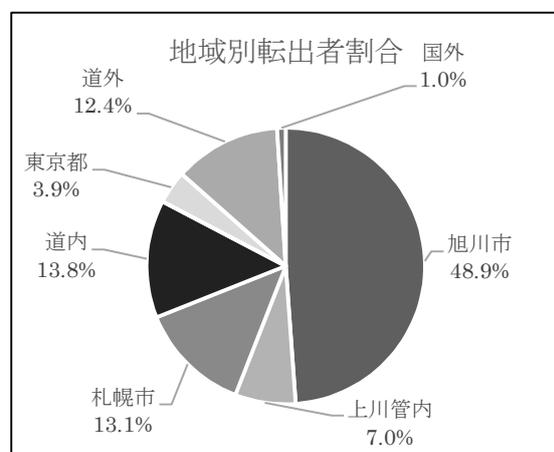
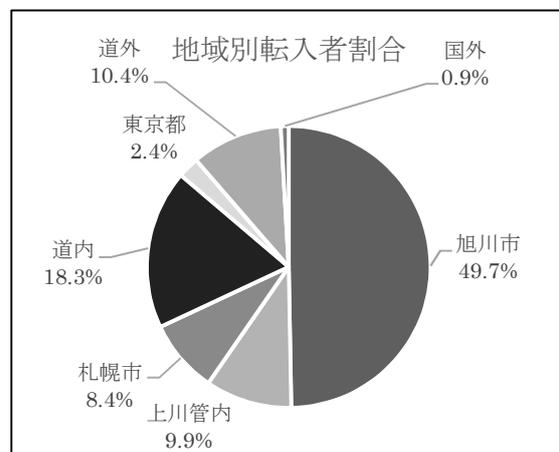
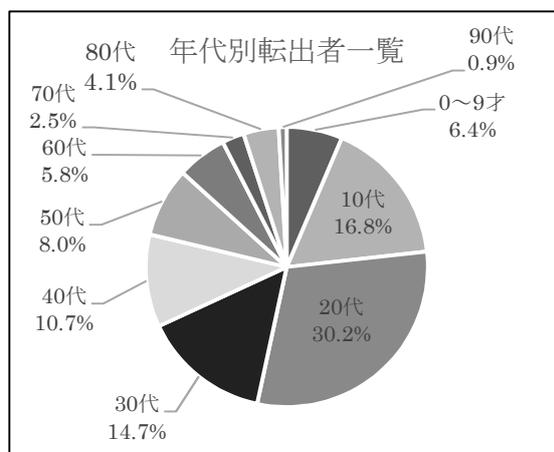
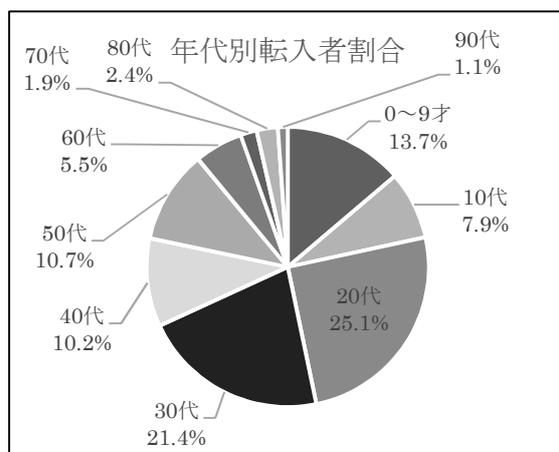
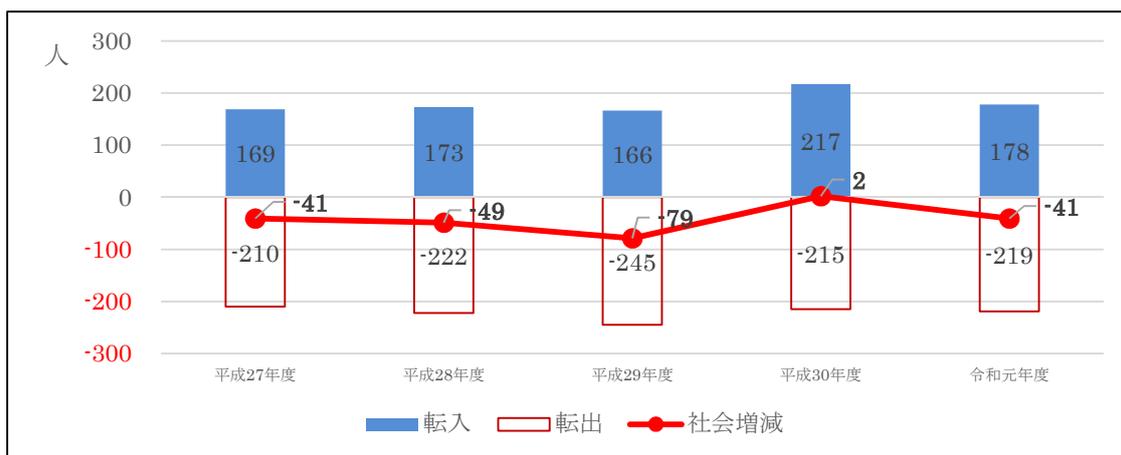
地区別における人口の推移



(3) 転入・転出の状況

鷹栖町では平成27年度から令和元年度までの5年間に於いて、平成30年度に社会増を記録した以外は、社会減となっており、合計208名の社会減となっています。年代別で見ると、転入者においては20～30代と10歳以下が多く、家族世帯の転入が多く見られます。転出者では進学や就職に伴い10代、20代の割合が多い状況です。

地域別では、転入・転出ともに旭川市が半分ほどを占めています。転入においては、道外からが18%の数値を示し、道内外問わず移住者がいることが分かります。

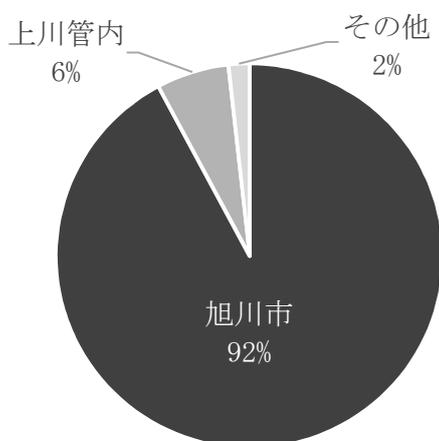


※グラフはすべて平成27年度～令和元年度における5年間の数値

(4) 町外から鷹栖町へ通勤している就業者数

鷹栖町における就業者数 2,724 人に対し、町外から通勤している人は 996 人と、およそ 35% となっています。特に、旭川市からの通勤者がそのうち 9 割以上を占めています。町内に勤務地がある方は、住宅の新築や中古住宅の購入等による定住を検討する際、鷹栖町を中心に考える可能性が高く、移住定住を PR する上での主となるターゲットです。その受け皿として、町内の空き家を活用することにより移住定住につながることを期待できます。

町外から通勤している就業者割合（居住地別）



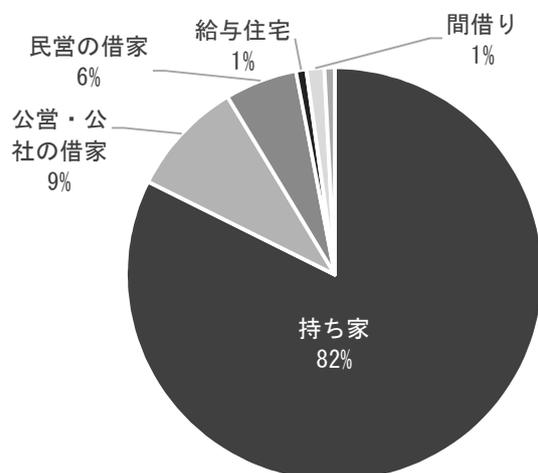
居住地		通勤者数
旭川市		943 人
上川管内	比布町	19 人
	東神楽町	17 人
	当麻町	15 人
	東川町	11 人
その他町外		18 人

※国勢調査（平成 27 年）より

(5) 世帯別の住居の種類

世帯別の住居の種類を見ると、持ち家の割合が非常に高く、全体の 8 割以上を占めています。民営の借家の割合は 6% と低く、アパートも含まれることから、戸建の借家は一層低くなっています。空き家を活用して戸建の借家を増やすことも、移住定住を促進する上で効果的な施策の一つとなり得ます。

町内居住者の世帯別の住居の種類



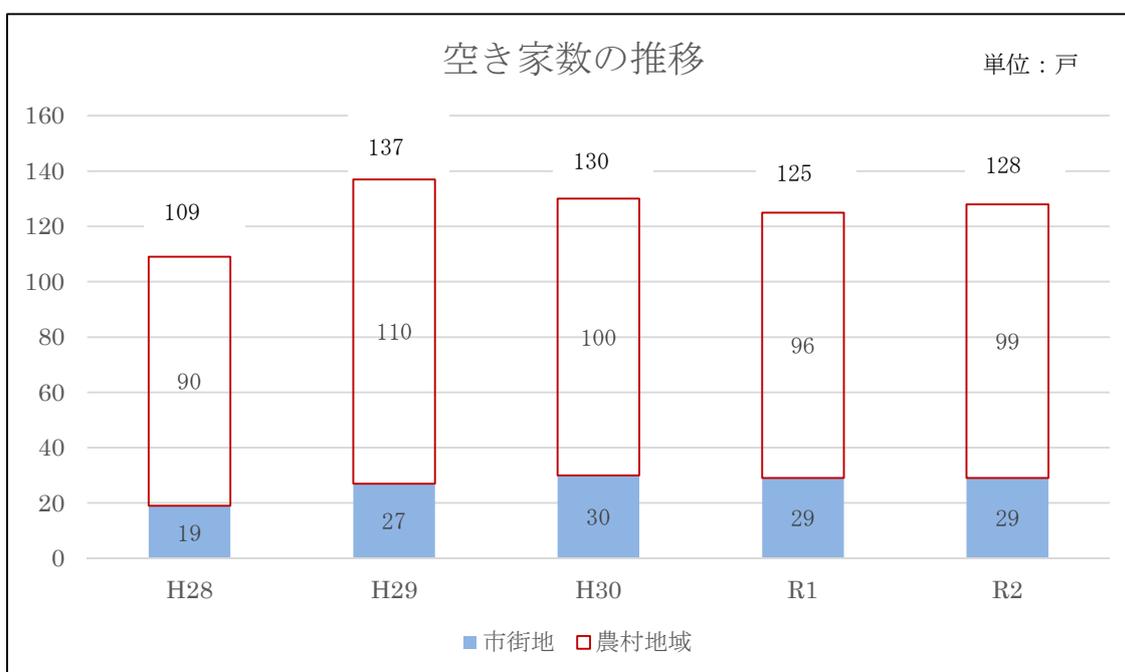
住居の種類	世帯数
持ち家	2,233 戸
公営・公社の借家	244 戸
民営の借家	152 戸
給与住宅	22 戸
間借り	37 戸
住宅以外への居住	22 戸

※国勢調査（平成 27 年）より

2. 空き家調査の実施及び結果

町内における空き家数の把握に向けては、平成 25 年度に町独自の調査、平成 27 年度には株式会社ゼンリン旭川営業所（以下、「㈱ゼンリン」という。）への委託による調査を実施し、以後、町職員の巡回による調査等を毎年実施し、空き家数の把握に努めています。㈱ゼンリンの調査では、町内における空き家の分布、位置を把握するため、同社の地図ソフトを活用しデータベース化を実施しました。データベース構築後は、空き家の発生及び解消を把握する都度情報の更新を行い、現状把握に努めています。

空き家数は平成 29 年度以降、微減から横ばいが続いていますが、今後、人口減少に伴い増加すると見込まれます。景観や近隣への影響から、地域住民からの要望に基づき、町からの指導により解体された例もあるほか、平成 30 年度に 2 棟、令和元年度に 1 棟を特定空き家として略式代執行により除却をしています。



第3章 基本的な方針

1. 基本目標

本計画では、町の総合計画におけるまちの将来像の実現に向けて、以下のとおり3つの基本目標を定めて施策を推進します。

第1期計画と同様に、空き家発生の把握・防止を空き家対策の重点として位置付け、空き家を地域資源として利活用できるよう施策を推進していきます。また、空き家の適正管理を促進し、あらゆる世代が安心して暮らせるまちを目指します。

●基本目標

【空き家発生の把握・防止】

空き家を地域資源として活用するための速やかな情報把握

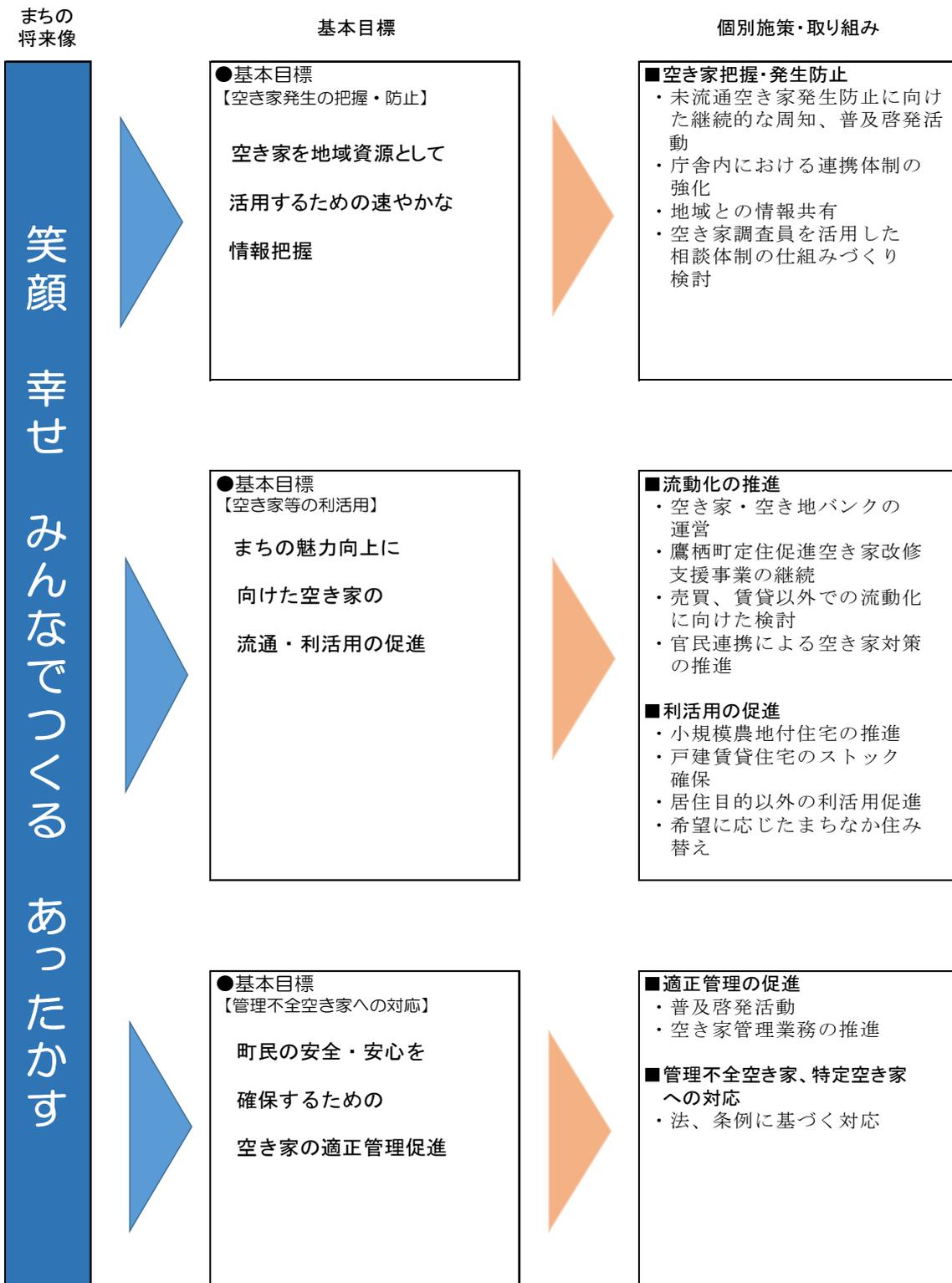
【空き家等の利活用】

まちの魅力向上に向けた空き家の流通・利活用促進

【管理不全空き家への対応】

町民の安全・安心を確保するための空き家の適正管理促進

2. 空き家対策の体系図



3. 基本目標達成に向けた取り組み

(1) 空き家発生の把握・防止

基本目標 空き家を地域資源として活用するための速やかな情報把握

現状と課題

■空き家の把握

空き家が発生する要因としては、物件ごとに様々な背景があり、空き家対策の主担当のみでは把握しきれない状況です。そのため、庁舎内の関係各課との情報共有を密に図り、空き家となった物件を早急に把握するとともに、空き家になると思われる物件の把握に努めていく必要があります。

■未流通空き家発生の防止

未流通空き家の未然防止に向けた取り組みとして、「相談窓口への多様なつながり」と「住民（所有者）への啓発活動」を空き家対策の大きな柱として取り組みを進めてきたことにより、住民意識の高まりや連携した相談体制の充実から相談数が増加しています。普及・啓発活動やアプローチを続けることで所有者意識が変化していくケースが見られています。こうした事例から、発生の防止に向けた取り組みは多方面からのアプローチを常に検討し、長期的視点を持って、継続して取り組んでいくことが必要です。

鷹栖町人口ビジョンにおける推計値から、今後は人口減少が顕著に表れることに加え、農村地域のみならず、市街地内においても高齢化が進み、施設やグループホームへの入所等による空き家の増加が見込まれ、より一層の対策が必要になってきます。

既に空き家として把握している物件のみならず、将来的に空き家になる可能性がある潜在空き家の把握にも努め、啓発活動等を行い、空き家の発生を未然に防止していくことが重要です。

◆空き家の流動化に向けた相談件数推移

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	合計
相談件数	3	19	29	24	21	96
うち売買等につながったもの	0	6	5	4	2	17
うちバンク登録につながったもの	0	0	1	3	0	4
うち解体につながったもの	0	2	0	2	1	5

基本的な方針

■未流通空き家発生防止に向けた継続的な周知

空き家の発生を防ぐには、所有者に対する継続的な周知やアプローチが欠かせません。空き家になってからではなく、居住しているときから将来的に住宅をどう活用していくのか、前もって意識してもらうことが重要となってきます。第1期計画の5年間では、空き家の所有者や地域住民に対して繰り返し啓発活動を実施してきたことにより、意識の変容が見られたことから、引き続き庁舎内や地域住民、専門家等と連携し、周知・啓発活動の取り組みを進めていきます。

■庁舎内における連携体制の強化

空き家となった物件を早急に把握するため、庁舎内の関係各課との連携を強化し、情報共有を密に図ります。また、将来的に空き家になる可能性がある潜在空き家の把握を図るための情報収集に努めます。

■地域との情報共有

物件によっては、所有者が施設等へ入所した場合でも、住民票の移動がなされず、親族が管理に訪れているなど、所有者と管理者が異なるケースもみられ、行政の情報のみでは把握できないことも考えられます。そのため、空き家の把握や未然防止に向けては、行政のみならず、地域住民や町内会等からの情報提供が欠かせません。

第1期計画の5年間では、民生委員や行政委員、町内会や老人会など地域住民組織との連携により相談へつながったケースがあったことから、引き続き連携を図っていくとともに、地域住民から相談のやり取りが行いやすい体制を目指すため、空き家調査員を活用した相談体制の仕組みづくりを検討します。

具体的な取り組み

■普及・啓発活動

【地域住民へ対する周知】

- ・広報紙や町ホームページにおいて定期的なお知らせ等の掲載。空き家となった際のデメリットや早期解消によるメリットを主とし周知。また、近隣で空き家と思われる物件がある際の相談窓口の提示。
- ・健康福祉課との連携を図り、高齢者世帯へ配布する文書や案内とともに、空き家発生防止に向けたチラシの同封、高齢者等が集う場でのセミナーや相談会等を開催。

【所有者等へ対する周知】

- ・税務課が送付している固定資産税の通知等において、所有者への適正管理・利活用の呼びかけの継続
- ・定期調査や地域、町内会からの情報提供で把握した空き家等の所有者に対する、定期的な意向調査の実施及び活用可能な制度等の紹介。

■庁舎内連携

【空き家の把握・発生防止に向けての連携】

(総務企画課：主担当)

- ・総合窓口としての空き家相談対応及び関係各課との調整・情報共有
- ・所有者への継続的なアプローチの実施（適正管理、バンク登録への斡旋）
- ・広報紙等での継続的な周知（バンク登録への斡旋、相談受付）
- ・税務課と連携した空き家データベースの更新

(健康福祉課：高齢者担当)

- ・高齢者住宅への入居及び介護施設等への入所により空き家となった物件の情報共有
- ・高齢者から住宅に関する相談があった場合の主担当へのつなぎ・照会

(町民課：窓口担当)

- ・戸建住宅からの転出者に対する聞き取り

(税務課：課税担当)

- ・空き家を把握した際の特措法に基づく所有者情報の内部利用

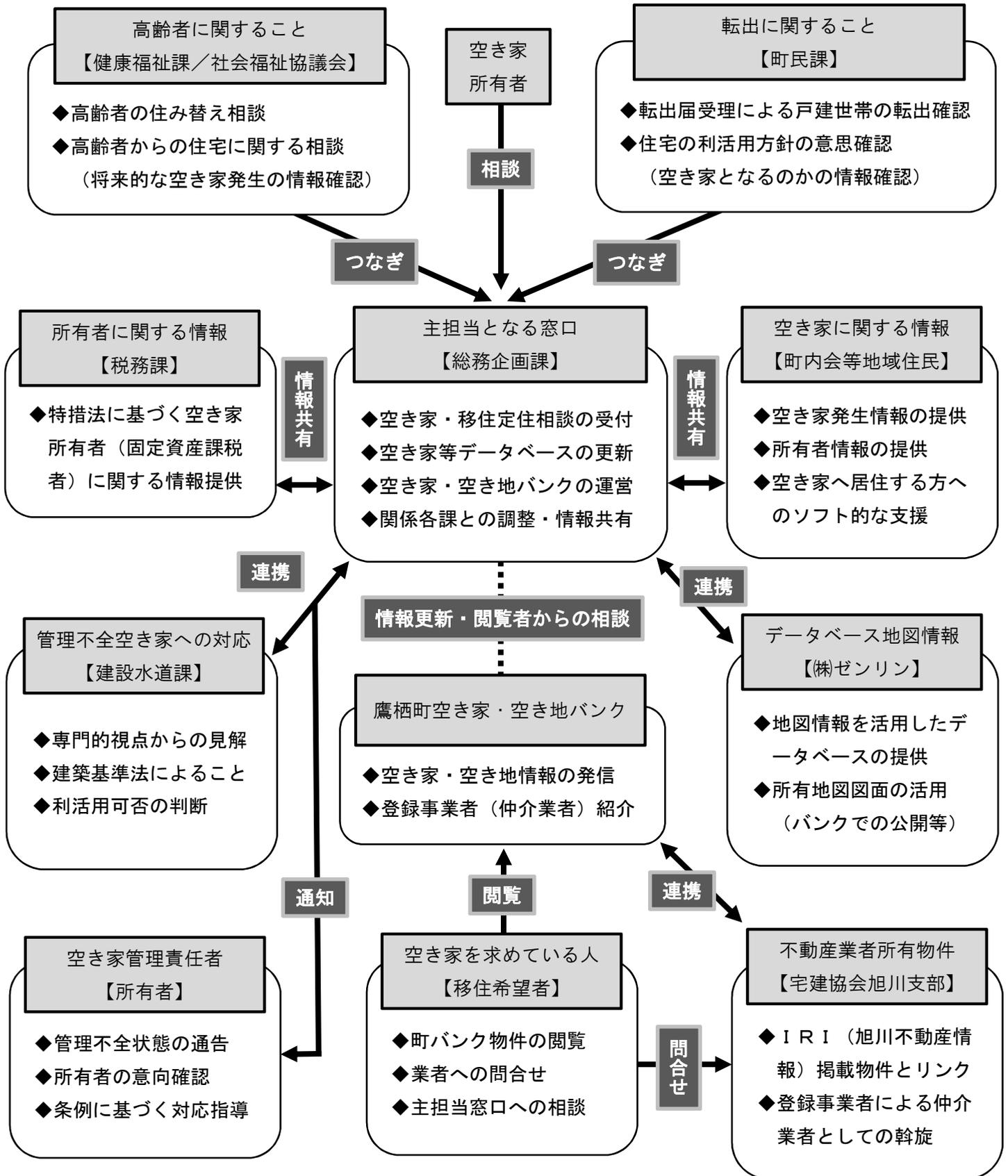
■地域との情報共有・連携

- ・民生委員による訪問調査時における空き家啓発チラシの配付
- ・町内会や老人会など地域住民組織との連携
- ・空き家調査員による相談体制の仕組みづくりの検討

基本目標における数値目標

指 標	基準値 (R 2年度)	目標 (R 7年度)
空き家の相談から流動化等につながった件数	26 件 (H28～R2 累計)	50 件 (～R7 累計)
普及・啓発を目的としたセミナー、相談会の開催	8 回 (H28～R2 累計)	20 回 (～R7 累計)
空き家調査員を活用した相談体制の構築	—	構築

空き家等の相談・取組体制の相関図



(2) 空き家等の利活用

基本目標 まちの魅力向上に向けた空き家の流通・利活用の促進

現状と課題

■所有者と希望者のニーズの違い

空き家を探している方の中には賃貸を希望する方も多くいます。移住を検討する場合、すぐに購入するのではなく、まずは賃貸物件を探すのが主流と推察されます。しかしながら、所有者の多くは売買を希望します。賃貸となれば、維持・管理は所有者が行わなければならない、賃貸収入は得られるものの、負担の軽減とはなりません。所有者が空き家を賃貸することにメリットを感じられる施策を考案し、ミスマッチを解消していかなければ、効果的な空き家の利活用の推進は図れません。

■都市計画区域における規制

鷹栖町の一部は都市計画区域に設定されており、市街化調整区域における住宅の利活用に対しては一定の制限が設けられています。空き家を生かした起業（事務所開設、商工業施設等）をすることも制限がかかり、即効性のある利活用が困難な状況にあります。また、農業の保全に向けた地域であるため、地目は農地等が大半を占め、農業者でなければ住宅以外の取得ができません。これらの規制により、市街化調整区域内の空き家流動化が促進されず、所有者としても手放しにくいことで、空き家の放置がなされているケースもあります。

■市街地・農村地域それぞれへの対応

鷹栖及び北野の市街地、農村地域においては、住居形態や地域性も異なるため、各地域の実情にあった対応を考えていくことが必要です。

多くの住宅が並ぶ市街地は、空き家の放置等により近隣への迷惑に加え、防犯上の問題等、住民への影響が大きい地域です。一方で、町外からの移住希望者で市街地の物件を探している方にとっては、戸建住宅はニーズも高く、居住可能な状態であれば流通を促進することができます。農村地域においては、近隣への影響は市街地よりは少なくなります。また、離農者の住宅が多く、また付属の建物（納屋等）があるケースが多く見られます。さらに、市街化調整区域にある空き家については、都市計画法の適用により増改築等に制限がかかることから、利活用の方向性も限られている状況にあります。しかしながら、農村地域への移住を希望する方もおり、家庭菜園等をしながら農村ライフを過ごしたいニーズもあります。

地域の特性に応じた対策方針、利活用の方向性を明確にし、地域の実情に応じた施策を展開することが、効果的な空き家対策につながります。

基本的な方針

■流動化の推進

平成 28 年度に宅地建物取引業協会旭川支部と連携し、町内で売買・賃貸可能な物件をくまなく紹介できる空き家・空き地バンクへと更新しました。所有者や空き家の活用を希望する方への認知が高まり、空き家の流動化に向け、一定の成果を得ることができました。

今後、空き家の増加が見込まれる中、空き家・空き地バンクを継続し、移住希望者や空き家活用希望者などに対し、効果的な情報発信を努めていくとともに、新たな手法や制度化を検討し、更なる流動化を図っていきます。

■利活用の促進

平成 26 年度より実施している「鷹栖町定住促進空き家改修支援事業」を継続し、令和 3 年度からは自己施行（D I Y）による改修も補助対象とする拡充を行い、更なる空き家の有効活用及び定住促進を図っていきます。

空き家・空き地バンクの運用や鷹栖町定住促進空き家改修支援事業により、居住目的での利活用については一定の成果を得ていますが、賃貸や居住目的以外での利活用は進んでいないのが現状です。賃貸物件の掘り起こしや空き家を活用した起業、地域活性化の取り組みなどを進め、更なる利活用の促進を図っていきます。

具体的な取り組み

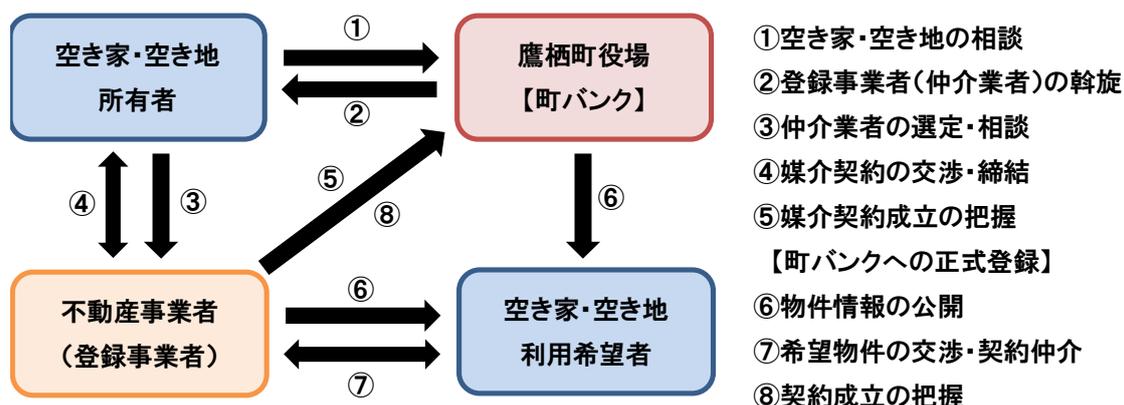
1. 現在取り組んでいる施策

■空き家・空き地バンクの運営【継続して実施】

宅地建物取引業協会旭川支部と連携し、同支部が運営するサイト「旭川不動産情報『I R I』」に掲載されている鷹栖町内の物件についても、バンク登録物件と見なし、町ホームページから閲覧できる仕組みを継続していきます。併せて同支部に加盟しており、町の空き家施策に協力いただける事業者を登録制で認定し、所有者に対し仲介業者として斡旋する制度も継続していきます。

所有者との相談や意向調査におけるバンク登録への斡旋を継続的に実施し、物件の掘り起こし及び移住希望者とのマッチング促進を図ります。また、バンク登録に向け、所有者側の負担軽減を目的に所有者情報の外部提供を継続していきます。

【鷹栖町空き家・空き地バンクの仕組み】



◆空き家バンクの成約実績（令和3年1月末時点）

区 域	登録数（件）	成約数（件）	成約率
鷹栖市街地	25	20	80.0%
北野市街地	35	31	88.6%
農村地域	28	22	78.6%
鷹栖郊外	10	9	90.0%
北野郊外	4	4	100.0%
中央	2	1	50.0%
北斗	11	7	63.6%
北成	1	1	100.0%
合 計	88	73	83.0%

■鷹栖町定住促進空き家改修支援事業【継続して実施】

平成 26 年度より、町内の空き家を活用して定住される方に対し、空き家の改修にかかる費用の一部を助成する「鷹栖町定住促進空き家改修支援事業」をスタートしました。移住定住施策の一環として、「鷹栖町住宅建築支援事業（町内への新築・増改築を対象）」とともに条例化され、空き家の有効活用及び定住促進を図っています。令和 2 年度には、子育て世代に対して手厚い支援に制度をリニューアルしました。令和 3 年度からは D I Y による改修も補助対象とする拡充を行い、更なる促進を図っていきます。

◆鷹栖町定住促進空き家改修支援事業の概要

【対象経費】 空き家の改修工事に要する費用が 20 万円以上のもの（一部対象外あり）

【補助金額】 基本額に加算額を合算した額で**最大 100 万円を助成**（上限補助対象経費の 1/2 以内）

項目		要件	金額
基本額		対象経費の 1/2 以内	上限 30 万円
加算項目	①子育て世代加算	中学生以下の子どもが同居又は平均年齢が 40 歳未満の夫婦世帯	一律 20 万円
	②転入加算	町外から転入した場合（条件あり）	一律 20 万円
	③定住加算	1 年以上町内の賃貸物件に居住していた場合（条件あり）	
	④町内事業者加算	町内事業者が行う工事費用の 1/4 以内	上限 10 万円
	⑤ 3 世代同居加算	親世代、子世代、孫世帯が一戸建てに同居する場合（条件あり）	一律 20 万円
	⑥近居加算	利用者又は配偶者の親世代が町内に居住している場合（条件あり）	

◆事業の活用実績（令和 3 年 1 月末時点）

年度	件数	金額	事業活用による転入者数
平成 26 年度	6 件	3, 8 7 6 千円	1 3 人
平成 27 年度	4 件	2, 4 8 9 千円	8 人
平成 28 年度	4 件	2, 4 0 2 千円	8 人
平成 29 年度	10 件	5, 7 5 2 千円	1 4 人
平成 30 年度	9 件	4, 7 0 9 千円	1 9 人
令和元年度	11 件	7, 4 7 9 千円	1 9 人
令和 2 年度	10 件	6, 2 0 0 千円	1 6 人

利活用が望める空き家においても、利用していない期間が長い物件に関しては、水道設備や暖房設備等の劣化、屋根や外壁の一部が朽ちている物件もあり、居住するための改修が必

要なケースが多く見られます。

本事業は、令和4年度までとなっているため、これまでの実績を考慮し、継続か否かの検討を今後進めていく必要があります。今後は、本事業のみならず、経済的支援以外で流動化を推進する仕組みを検討・考案していく必要があります。

■小規模農地付住宅の推進【継続して実施】

都市機能が充実した旭川市に隣接し、かつ自然に囲まれた“程よい田舎”である鷹栖町において、自然の中で暮らす農村ライフを求めて空き家を探し、移住を検討している方もいます。中でも、離農した方の住宅に加え、物置や納屋、家庭菜園が楽しめる畑等が付随している物件を希望するケースが多くあります。

平成29年度に空き家に隣接した農地を空き家とともに取得する場合であって、諸条件を満たす場合、農地法第3条による下限面積（別段の面積）要件を1アール（100㎡）まで引き下げました。これにより空き家に隣接する小規模農地であれば農業者でなくても取得することが可能となり、これまで農村ライフへのニーズを持った移住者4件の受け入れを実現しました。今後も過疎化が顕著に進む農村地域において、コミュニティを維持していくために、同制度を活用した移住定住促進を図るとともに、農業部門と連携した農村地域の空き家ストックの掘り起こしを進めていきます。

2. 更なる流動化に向けた検討

■売買・賃貸以外での流動化に向けた検討

現在、空き家の所有者に対しては、売買もしくは賃貸を前提に流動化に向けた取り組みを進めています。今後も上記の取り組みを前提に進めていきますが、更なる空き家の増加により、老朽化等が進み財産価値があまりない空き家の増加や無償でも手放したいというケースが出てくるのが想定されます。

手法として、町への寄附や無償での流通の仕組みなどが考えられ、更なる流動化につながることも期待できますが、使用目的やランニングコストなどを十分に考慮する必要があるほか、規定等を整備する必要があります。このことから、今後の動向や所有者ニーズ等を十分に把握し、制度の必要性について検討を進めていきます。

■官民連携による空き家対策の推進

町では平成 29 年度に官民連携プラットフォーム地域協議会を設立し、まちづくり会社等の半公的な中間組織による空き家対策の推進を検討してきました。現在の役割としては、空き家の把握や相談を町が担い、流通は民間の不動産事業者が担っており、相談から流通まで 2 段階以上のステップを踏んでおり、タイムラグが生じています。そこで、半公的な中間組織が相談から流通までワンパッケージで空き家対策を担うことにより、更なる流動化の推進やまちの活性化につながることを期待できることから、空き家業務を担う中間組織の設立に向けた検討を進めます。

3. 新たな利活用方針の検討

■戸建賃貸住宅のストック

町への移住を考えている方、空き家を探している方で、戸建の賃貸住宅を希望しているケースが多く見られます。主に、小さい子どもがいる世帯（公営住宅や民間アパートでは近隣世帯への影響が心配）、もしくはペットを飼育している世帯（集合住宅では飼育が不可）において希望が多い状況にあります。

移住相談を受ける際、移住者にとって“住まい”のハードルは高く、まずは賃貸物件で住んでみたいという希望が多いですが、賃貸で紹介できるのは集合住宅がメインとなっており、空き家バンクに登録される物件も売買希望がほとんどで、相談者のニーズに応えられない現状が続いています。

住宅を新築し、賃貸物件として整備するのは多額の経費が必要となるため、既存ストックである空き家をリフォームして活用することが効果的だと考えられます。一方で空き家を賃貸にすると所有者の維持管理負担が伴うことから、売買を希望する所有者がほとんどとなっているのが現状です。所有者が空き家を賃貸にすることよりメリットを感じられることや管理負担の軽減を図れる仕組みづくりをする必要があります。

少子高齢化の加速が見込まれる中、地域の活性化や賑わいを維持、確保していくためには子育て世代の移住定住が重要です。子育て世代のニーズが多い賃貸住宅のストック確保に向けた取り組みを進めていきます。

■居住目的以外の利活用

空き家については、住宅としての利用のみならず、地域経済の振興に向けた小規模事業者や起業家等による活用も可能です。市街地においては、インターネットは光回線が既に整備されているほか、農村地域においても令和4年度に整備を予定とし、ITを主とする事業者、小規模オフィスや個人事務所で業務可能な職種の誘致も空き家の解消に効果的です。新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、勤務先以外で業務を行うテレワークが大幅に普及してきています。

また、近年ではDIYによる空き家改修の機運も高まり、町内においてもDIYによる改修を経て新規開業へ至る新たな動きも出ています。

これまでの空き家対策は、主として移住者を軸とした“住まい”としての活用を目的としてきましたが、住宅以外の目的で継続的に活用できる方法についても、事業の検討を進めていきます。

令和2年度からスタートした第8次鷹栖町総合振興計画において、「市街地エリアの魅力づくり」「地域運営の基盤づくり」を重点施策に掲げ、持続可能な地域形成を目指していくこととしていることから、空き家の活用による活性化や地域課題の解決等の検討を進めていきます。

なお、空き家を購入（賃貸）し、店舗等へ活用する場合、鷹栖町新規開業支援事業補助金

(産業振興)による改修費用の助成を受けることができます。地域経済の振興に向けた事業との政策連携により推進していきます。

■希望に応じた住み替え

農村地域に居住している高齢者世帯(夫婦または一人暮らし)には、交通や医療、福祉等の視点から、市街地への居住を希望しているケースがあります。また、夏期と冬期の季節ごとに居住地を選択する二地域居住も広まりを見せています。

主な住み替え先となる高齢者専用の公営住宅は、戸数も多くはなく、入居待ちが続いている状況です。一般の公営住宅についても、3階建構造のため高齢者が入居できる戸数は限られています。そのため、町内での住み替えが実現できず、町外の施設や老人ホーム等、または親族(兄弟や姉妹、子ども世帯)のところへ転居する方も多くいます。

市街地の空き家を活用し、高齢者が住みやすいような仕様へと変更することで、高齢者のまちなか住み替えを実現し、転出者の減少を目指します。住み替えにより生じた農村地域の空き家については、農村ライフへのニーズを持った移住者へつなぐことで有効活用を目指します。

基本目標における数値目標

指 標	基準値 (R 2 年度)	目 標 (R 7 年度)
市街地物件の空き家バンク成約率	86% (R2 年度時点)	90%以上 (R7 年度時点)
農村地域物件の空き家バンク成約率	78% (R2 年度時点)	85%以上 (R7 年度時点)
小規模農地付住宅の成約数	4 件 (H29～R2 累計)	10 件 (～R7 累計)
定住促進空き家改修支援事業活用による転入者数	54 人 (H26～R2 累計)	100 人 (～R7 累計)
賃貸物件の空き家バンク新規登録物件数	—	5 件 (～R7 累計)
居住目的以外の空き家の利活用件数	—	5 件 (～R7 累計)

(3) 管理不全空き家への対応

基本目標 町民の安全・安心を確保するための空き家の適正管理促進

現状と課題

■適正に管理されない背景への対応

空き家を負の財産として保有しているケースもあり、相続等でやむを得ず取得した場合、所有者の意識が希薄であることが多くあります。町外在住者であれば、空き家の状態を把握することも難しく、関心はより低くなります。相談体制の強化により、継続的なアプローチを実施し、当事者としての意識を高めていくことが必要です。

また、売却や解体等による処分を希望していても、解体費用の支出が困難である、住宅内に残る家財道具等の処理ができないなど、金銭的な問題により空き家が放置されていることも少なくないのが現状です。

■管理不全空き家

住民の空き家対策に対する認知が高まったこともあり、管理不全空き家に関する相談（通報）も年々増加傾向にあります。強風による屋根材の飛散や落雪の危険などの相談事例があり、速やかな現地確認、所有者（管理者）へのアプローチを実施しています。アプローチの結果、スムーズに解体まで進むケースもある一方、一時的な処置にとどまり、今後も継続して注意が必要なケースもあります。所有者と連絡が取れるか、所有者の所在場所、経済状況など、案件ごとに課題となる要因は多岐にわたり、個別案件ごとに丁寧かつ状況に応じた対応が求められます。今後も相談件数は増加することが見込まれ、関係機関と連携した対応が必要です。

◆管理不全空き家に関する相談（通報）件数推移

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	合計
相談件数	1	5	7	11	9	33
うち解体につながったもの	0	0	1	2	0	3
うち改善につながったもの（一時的なものも含む）	0	0	3	5	4	12

基本的な方針

■適正管理の促進

空き家は適正に管理することによって、老朽化の防止や地域の安全・安心、良好な景観等を確保することにつながります。今後も空き家の増加が見込まれる中において、管理不全空き家が増加しないよう、所有者による自発的な適正管理を促すため、普及啓発活動を取り組んでいきます。

■管理不全空き家への対応

既に空き家となっている物件において、長期間にわたり放置されていることにより、屋根の破損や外壁のひび等が確認できる物件があります。特定空き家の認定までは至らないものの、近隣からの苦情・相談等により、何らかの対応をしなければならないケースも考えられます。このように、特定空き家とは見なされないものの、対応を要する空き家への対応手順について、町空き家条例で定められた手順に基づき対応を進めます。

■特定空き家への対応

特措法の公布により、特定空き家に該当する建築物等の詳細な現状把握及び迅速な対応に向け、市町村職員または委任したもの（建築士、土地家屋調査士等）が立ち入り調査を実施することができるとされています。調査に基づき、地方自治体が特定空き家と認定した空き家の所有者に対して、必要な措置の助言・指導、勧告及び命令することが可能です。また、措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、期限内に完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、代執行へ踏み出すこともできます。

特定空き家の判断基準や代執行に至るまでの手続き等について、国が示したガイドラインが基準となります。市町村では、このガイドラインを参照し、各地域の実情を考慮して取り組むこととされています。

鷹栖町における空き家等対策は、第4章で示したとおり、活用可能なストックを掘り起こし、移住定住対策や商工業の振興、農業の活性化等への利活用に向けた施策を展開することを軸としています。しかしながら、現状として空き家となっている物件の中には、所有者が遠方に居住している、老朽化が進み居住が困難なものも少なからず点在しています。それら管理を放置された空き家への対策を講じる上で、特措法で示されている除却に向けた指針を示す必要があります。

■特定空き家の判断基準

鷹栖町における特定空き家に対する取り組みについては、平成29年4月から施行する「鷹栖町空き家等の適正管理に関する条例」（以下、「町空き家6条例」という。）に基づき対策を講じています。条例では、特定空き家と見なすための判断について、国のガイドラインに準じて作成された北海道立総合研究機構北方建築総合研究所の判断基準を基に、町に

おける判断基準を定めています。また、特措法で示されている代執行に至るまでの手続き等についても、町空き家条例で定められた手順に基づき対応を進めていきます。

■特定空き家の予防策

既に空き家となっている物件において、長期間にわたり放置されていることにより、屋根の破損や外壁のひび等が確認できる物件があります。特定空き家の認定までは至らないものの、近隣からの苦情・相談等により、何らかの対応をしなければならないケースも考えられます。このように、特定空き家とは見なされないが、対応を要する空き家への対応手順についても、町空き家条例で定められた手順に基づき対応を進めます。特定空き家と認定される以前の解決がなされるよう、定期的な巡回や所有者へのアプローチにより発生の予防に努めます。

具体的な取り組み

■普及・啓発活動

空き家は、所有者等が適正に管理することで、問題の発生を防ぐことができることから、固定資産税の通知等において、所有者への適正管理の呼びかけを行うほか、町職員による定期的な巡回により空き家の状況を確認し、将来的に問題が発生する恐れがある空き家については所有者へのアプローチを行い、早期の改善等を促します。

■空き家管理業務の推進

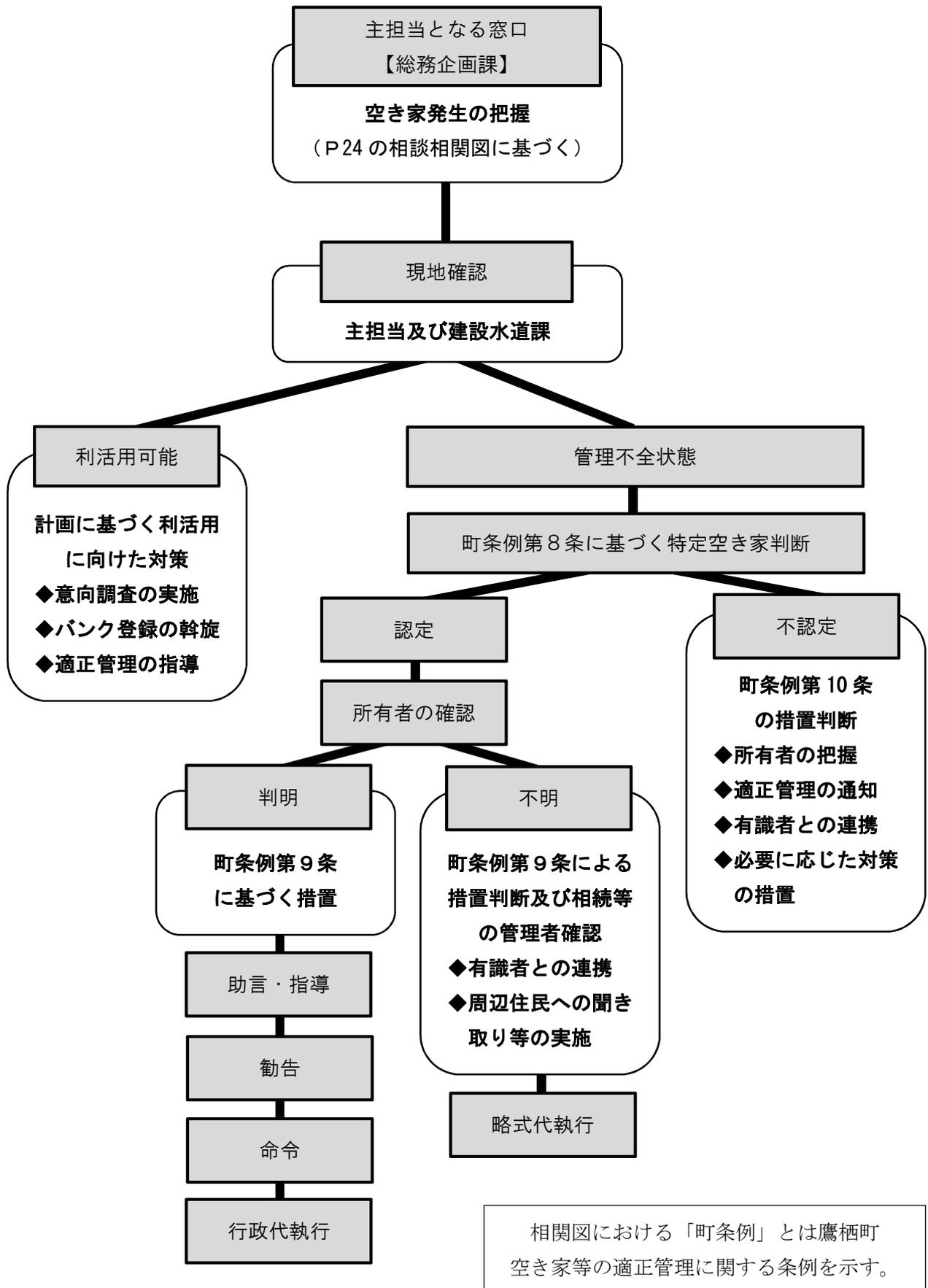
空き家所有者の中には町外に在住している方や高齢化等により、空き家の管理ができない、管理を任せる親族等がない等の理由により、適正な管理ができていない物件があると思われれます。

そんな所有者に対して、町内事業者が実施する「空き家管理業務（見守り確認プラン）」の紹介をし、定期的な活用をしてもらうことにより、空き家の定期管理を推進していきます。

基本目標における数値目標

指 標	基準値 (R 2 年度)	目 標 (R 7 年度)
管理不全空き家戸数	20 戸 (R2 年度時点)	15 戸 (R7 年度時点)
特定空き家認定戸数	—	0 件 (R7 年度時点)
空き家管理業務利用件数	—	10 件 (～R7 年累計)

空き家の適正管理に向けた相関図



資 料 編

I. 空き家等対策の推進に関する特別措置法（概要版）

【出典：国土交通省HP】

II. 鷹栖町空き家等の適正管理に関する条例

III. 特定空き家等判断基準チェックシート

IV. 鷹栖町空き家等対策協議会委員名簿

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）の概要

背景

公布日：平成 26 年 11 月 27 日

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1 条）
参考：現在、空家は全国約 820 万戸（平成 25 年）、401 の自治体が空家条例を制定（平成 26 年 10 月）

定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（2 条 1 項）
- 「特定空家等」とは、
 - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。（2 条 2 項）

空家等

- ・ 市町村による空家等対策計画の策定
- ・ 空家等の所在や所有者の調査
- ・ 固定資産税情報の内部利用等
- ・ データベースの整備等
- ・ 適切な管理の促進、有効活用

特定空家等

- ・ 措置の実施のための立入調査
- ・ 指導→勧告→命令→代執行の措置

施策の概要

国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定（5 条）
- 市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定（6 条）・協議会を設置（7 条）
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助（8 条）

空家等についての情報収集

- 市町村長は、
 - ・ 法律で規定する限度において、空家等への調査（9 条）
 - ・ 空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用（10 条）等が可能
- 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力（11 条）

空家等及びその跡地の活用

市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施（13 条）

特定空家等に対する措置（※）

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。（14 条）

財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う（15 条 1 項）。
このほか、今後必要な税制上の措置等を行う（15 条 2 項）。

施行日：平成 27 年 2 月 26 日（※関連の規定は平成 27 年 5 月 26 日）

Ⅱ. 鷹栖町空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定した鷹栖町空き家等対策計画の推進のほか、空き家等に関する対策の実施及び空き家等の適正な管理に関する措置について、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全、空き家等を活用したまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 法第2条第1項に規定される空家等をいう。
- (2) 特定空き家等 法第2条第2項に規定される特定空家等と町長が認めるものをいう。
- (3) 所有者等 空き家等の所有者又は管理者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等を適切に管理しなければならない。

(空き家等対策計画)

第4条 町長は、法第6条第1項の規定に基づき策定した鷹栖町空き家等対策計画により、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。

(空き家等対策協議会)

第5条 町長は、法第7条第1項に規定される協議を行うため、鷹栖町空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の所掌事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 鷹栖町空き家等対策計画の推進及び見直し、並びに当該計画に基づく施策の実施についての協議
- (2) 特定空き家等の認定について意見を述べること。
- (3) 行政代執行の実施について意見を述べること。
- (4) その他町長が必要と認める事項

3 協議会は委員15人以内で組織し、町長及び次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 法務、不動産、建築等に関し専門的な知見を有する者

- (2) 各種団体の推薦を受けた者
 - (3) その他町長が必要と認める者
- 4 協議会の委員の任期は町長を除き2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会長は町長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総務する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 協議会は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。
- 7 委員の報酬及び費用弁償は、鷹栖町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年鷹栖町条例第25号）を適用する。
- 8 協議会の事務局は、総務企画課に置く。
- 9 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が定める。

（空き家等に関する調査）

- 第6条 町長は、第8条に規定する特定空き家等の認定に際し、法第9条第1項及び第2項の規定により調査を行うことができる。
- 2 前項の規定による調査は、法第9条第3項から第5項までの規定により行う。

（空き家等の所有者等に関する情報の利用等）

- 第7条 町長は、空き家等の情報について、法第10条第1項及び第3項の規定により利用することができる。

（特定空き家等の認定）

- 第8条 町長は、特定空き家等に該当すると見込まれる空き家等を把握した場合、町の判断基準に基づく調査を実施し、総合的な判断により特定空き家等として認定する。
- 2 前項の規定により特定空き家等と認定しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴取することができる。

（特定空き家等に対する措置）

- 第9条 町長は、第8条第1項の規定により特定空き家等として認定したときは、特定空き家等に対し法第14条第1項から第15項までに規定される措置を講ずることができる。

（緊急対応措置）

- 第10条 町長は、空き家等が、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又はそのおそれがあり、緊急の必要があると認めるときは、危害の発生又は拡大の防止のために必要な最

小程度の措置を講ずることができる。

- 2 町長は、前項の措置を講ずるときは、当該空き家等の所在地及び当該措置の内容を当該空き家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、措置を講じた後に通知する。
- 3 町長は、第1項の規定により緊急対応措置を講じたときは、その所有者等から当該措置に係る費用を徴収することができる。

(関係機関との連携)

第11条 町長は、空き家等の適切な管理及び特定空き家等による危険を回避するために必要があると認めるときは、町の区域を管轄する警察署、その他関係機関等に対し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

【項目1】住宅本体に関わること

(各項目について該当する場合○を記入。該当しない場合は空欄。)

項目	状態	判断			
		左記の状態にあ る	状態が 著しい	専門家 の判断 が必要	経過 観察が 必要
外壁・ 外装材	外壁に亀裂や穴がある				
	外壁の仕上げ材料が剥落、破損し、下地が見える				
	モルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている				
屋根 ・軒	屋根の変形や破損（穴、下地の露出等）がある				
	屋根ふき材が破損、剥離している				
	軒が変形、破損している				
附属 設備等	外部の設備機器、煙突、看板等が破損、脱落等				
	屋外階段、バルコニー等が破損、脱落				
	門、塀に傾斜、ひび割れ、破損が生じている				
敷地内 の土地 ・擁壁	擁壁表面にひび割れが発生している				
	敷地内に地割れがある				
	敷地内に崩壊・土砂流出のおそれのある傾斜あり				
比較	前回の調査時より変形・破損している				
その他	【内容を具体的に記載】				
合計（○の数を記載）					

※注意

比較欄における前回調査とは、当該空き家等において複数回のチェックを実施した場合に、過去の調査と比較する際に用いる項目。前回調査と比較し、状態に変化が生じている

か確認する。

【項目2】衛生上に関わること

(各項目について該当する場合○を記入。該当しない場合は空欄。)

項目	状態	判断		
		左記の状態にあ る	専門家 の判断 が必要	経過 観察が 必要
破損に よる衛 生上の 問題	吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性がある			
	浄化槽等の破損等による汚物流出、臭気の発生			
	排水等の流出による臭気の発生			
ごみ等 の放置	ごみ、瓦礫等の放置、不法投棄がある			
	ごみ等の放置による臭気の発生			
	ねずみ、はえ等の害虫による問題がある			
水質・ 土壌の 汚染	水質汚染、土壌汚染につながる有害物質等が放置されている			
	有害物質等を保管する容器、灯油タンク等の破損により漏出がみられる			
その他	【内容を具体的に記載】			
合計（○の数を記載）				

【項目3】景観上に関わること

【空き家等の立地】 周辺の景観に影響を及ぼす位置である ()

⇒「○」の場合は下表チェックへ、「×」の場合はチェック不要

(各項目について該当する場合○を記入。該当しない場合は空欄。)

項目	状態	判断			
		左記の状態にあ る	状態が 著しい	専門家 の判断 が必要	経過 観察が 必要
周囲の 景観と の調和	屋根、外壁等が、汚物や落書き等で傷んだり、汚れたりしたまま放置されている				
	窓ガラスが割れたまま放置されている				
	看板等が原型を留めず本来の用をなさない程度まで破損、汚損したまま放置されている				
	立木等が建築物の前面を覆う程度まで繁茂している				
	敷地内に瓦礫、ごみ等が散乱、山積したまま放置されている				
その他	【内容を具体的に記載】				
合計 (○の数を記載)					

【項目4】 周辺の生活環境に関わること

(各項目について該当する場合○を記入。該当しない場合は空欄。)

項目	状態	判断			
		左記の状態にあ る	状態が 著しい	専門家 の判断 が必要	経過 観察が 必要
立木等 の問題	立木の傾斜、腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や隣地に侵入、枝等が散らばっている				
	立木の枝等が近隣の道路、隣地にはみ出し、歩行者等の通行や住民の生活を妨げている				
不適切 な管理	空き家等からの落雪により歩行者等の被害が生じるおそれがある【冬期に判断】				
	放置すると隣地へ落雪するおそれがある【冬期に判断】				
	周辺の道路、隣地の敷地に土砂等が大量に流出している				
防犯・ 防火上 の問題	外部から不特定多数のものが容易に建物内に侵入できる状態にある				
	灯油・ガソリン等の燃焼危険性のある物品が放置されている状態にある				
その他	【内容を具体的に記載】				
合計（○の数を記載）					

※注意

冬期に判断する項目については、雪の無い状況では判断が困難であるため、雪のある時期に再度調査し判断することとする。

■特定空き家等の総合的判断

項目1～4についての判断結果として、「○」の数を下記の表に記入。

該当項目	判断結果			
	各基準の状態にあるに該当した「○」の数	各基準の状態が著しいに該当した「○」の数【第1優先】	各基準の専門家の判断に該当した「○」の数【第2優先】	各基準の経過観察に該当した「○」の数【第3優先】
1 住宅本体				
2 衛生上問題				
3 景観上問題				
4 生活環境				

《判断結果による判断方法》

- (1) 各基準の状態が著しいに該当した「○」の数が1コ以上あり、かつ倒壊等による危険性が「高」と認定された場合
⇒必要に応じて協議会の意見を聴取し、特定空き家等として認定する。
- (2) 各基準の状態が著しいに該当した「○」の数が1コ以上ある場合
⇒倒壊等による危険性をふまえ、必要に応じて協議会の意見を聴取し、特定空き家等への該当を判断する。特定空き家等と認定されない場合は、所有者等に対して適正な管理を促す。
- (3) 著しい状態には無いが、専門家の判断に該当した「○」があった場合
⇒該当項目に伴う専門家の判断による再調査を実施。専門家の判断で状態が著しいと判断された場合は、上記(2)による判断を行う。
- (4) 著しい状態には無く、専門家の判断を要しないが、経過観察に該当した「○」があった場合
⇒調査時点で特定空き家とは判断されないが、該当項目について定期的に経過観察を行い、必要に応じて適正な管理を促す。
- (5) 状態にあるにのみ「○」があった場合、もしくはいずれの項目にも該当が無かった場合
⇒特定空き家等と判断されないが、必要に応じて適正な管理を促す。

IV. 鷹栖町空き家等対策協議会委員名簿

委員氏名	所属等	備考
松村 博文	北方建築総合研究所副所長	副会長 学識経験者
上村 修一郎	司法書士	学識経験者
浜村 良司	鷹栖町都市計画審議会会長	学識経験者
上島 聡	鷹栖町民生委員・児童委員協議会	学識経験者
梅澤 美幸	鷹栖町社会福祉協議会事務局長	学識経験者
植西 辰義	土地家屋調査士	学識経験者
荒 肥立	鷹栖地区町内会連合会	町民代表
増澤 清	北野地区町内会連合会	町民代表
佐竹 敏明	中央地区町内会連合会	町民代表
村椿 直三	北斗地区町内会連合会	町民代表
石田 良孝	北成地区町内会連合会	町民代表
熊野 博幸	北海道宅地建物取引業協会旭川支部長	産業
後藤田 昌美	鷹栖町商工会理事	産業
神林 周二	北海道銀行旭川支店次長	金融
谷 寿男	鷹栖町長	会長 官公

鷹栖町空き家等対策計画【第2期】

(令和3年度～7年度)

発行：北海道鷹栖町

作成：鷹栖町空き家等対策協議会

編集：鷹栖町総務企画課

〒071-1292 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

TEL／0166-87-2111 FAX／0166-87-2196